

平成27年 2月16日

各障害者支援施設長様
各関係障害福祉サービス事業所管理者様
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

ノロウイルス食中毒警報第2号の発令について

みだしの件について、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

本市では、現在「ノロウイルス食中毒注意報」を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発を行っておりますが、市内及び近隣自治体でノロウイルス食中毒が多発しており、ノロウイルス食中毒が非常に発生しやすい状況にあります。そこで、本日付けで名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課より「ノロウイルス食中毒警報第2号」が発令されました。

つきましては、貴施設・事業所におきまして、食品衛生管理について、より一層ご注意くださいますようお願いいたします。

1 発令日

平成27年2月16日（月） 午前11時

2 有効期間

発令日から平成27年2月23日（月）まで

※本警報は発令時より1週間継続し、その後は自動的に注意報へ切り替わり平成27年3月31日まで継続します。

[参考] 発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が連続するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

3 食中毒の予防方法

- ・調理従業者等の手洗いの徹底及び体調管理
(下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど)
- ・食品の十分な加熱 (中心温度 85～90℃で 90 秒間以上)
- ・調理器具類の十分な洗浄及び消毒
- ・嘔吐物の適切な処理 など

4 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

(障害者支援課指導係：972-2578)